

環境衛生関係業務四半期報作成要領

1 環境衛生関係業務四半期報

「環境衛生関係業務四半期報」は、興行場、旅館、公衆浴場、確認三法（理容所、美容所、クリーニング所）、免許関係（理容師、美容師、クリーニング師及びクリーニング従事者）、墓地等、特定建築物、建築物管理事業登録、遊泳用プール及び温泉とする。

2 報告期日

第1四半期（4月～6月）	・・・	7月10日まで
第2四半期（7月～9月）	・・・	10月10日まで
第3四半期（10月～12月）	・・・	1月10日まで
第4四半期（1月～3月）	・・・	4月10日まで

3 報告方法

- (1) 保健所環境衛生課は、原則として、当該四半期の報告月の10日までに保健所長の決裁を終えておくものとする。
- (2) 生活衛生課は、決裁を終えた旨の連絡を受けた後に、システムから帳票を印刷するものとする（温泉を除く）。また、15日までに千葉県健康福祉部衛生指導課に報告するものとする。

4 注意事項

(1) 共通事項

ア 作成方法（フロー）のとおりで作成すると、件数等は自動計算されるが、業種ごとに直接入力する項目があるので、注意すること。

『直接入力項目』

興行場：告発件数、許可取消、営業停止

旅館：告発件数、許可取消、営業停止、措置・改善命令数

公衆浴場：告発件数、許可取消、営業停止

確認三法：告発件数、閉鎖命令、営業停止、措置・改善命令数
クリーニング無店舗取次店の施設数

免許関係：業務停止、報告及びその他連絡事項

墓地等：全部（施設数は、1つ前の四半期が反映される。）

特定建築物：処分等の件数（改善命令、改善勧告、使用停止・制限）

イ 各業種の情報入力画面の「廃止日（廃止年月日）」については、当該廃止届を受理した日付を入力すること。（廃止届の廃止年月日を入力すると、過去にさかのぼって四半期の数が変わってしまうことがある。）

ウ 「指導票交付」は、興行場、旅館、公衆浴場、確認三法については、「千葉県環境衛生関係営業施設監視指導実施要領」に基づく「環境衛生監視指導票」を交付した施設数とする。

(2) 興行場

- ア 「常設興行場」は、「映画館、スポーツ施設、ストリップ、その他」の種別に分類する。「その他」とは、映画館、スポーツ施設及びストリップ以外のものであって、演劇、音楽及び演芸等の施設数をいう。
- イ 「仮設興行場」とは、1年以内の期間を定めて行う興行場をいう。また、仮設興行場の廃止については、許可した興行期間中を経過した時点、又は廃止届が提出された場合に廃止として取り扱うものとする。
- ウ 「許可取消」及び「営業停止」には、興行場法（昭和23年法律第137号）第6条に基づく許可の取消及び営業停止の処分を行った件数を計上する。

(3) 旅館

- ア 旅館は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条の「旅館・ホテル」、「簡易宿所」及び「下宿」の種別に分類する。
- イ 「季節的宿泊施設」は、旅館・ホテル及び簡易宿所について、それぞれ再掲する。
- ウ 「許可取消」及び「営業停止」には、旅館業法第8条に基づく許可の取消及び営業停止の処分を行った件数を計上する。
- エ 「措置・改善命令数」には、旅館業法第7条の2に基づく措置命令を行った件数を計上する。

(4) 公衆浴場

- ア 「公営」と「民営」に分類する。「公営」とは、国又は地方公共団体が経営主体であるものをいい、「民営」とは、公営以外のものであって、法人又は個人等が経営主体となっているものをいう。
- イ 「公営」は、「一般公衆浴場」及び「その他の公衆浴場」に、民営は、「一般公衆浴場」及び「その他の浴場」（「個室付浴場」、「ヘルスセンター」、「サウナ風呂」、「スポーツ施設」及び「その他」）の種別に分類する。
- ウ 「一般公衆浴場」とは、当該入浴料金が「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）」に基づき、知事が定める額である公衆浴場をいう。
- エ 「個室付浴場」とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第6項第1号に規定する営業の施設をいう。
- オ 「ヘルスセンター」とは、入浴施設の他に休憩施設、娯楽施設、食堂又は喫茶室を設ける等、娯楽又は休憩を享受させる営業を行っている浴場の施設をいう。
- カ 「サウナ風呂」とは、熱気を直接使用する入浴施設を主として

利用させる施設をいう。

キ 「スポーツ施設」とは、スポーツジム、ゴルフ場等のスポーツ施設に付随する公衆浴場をいう。

ク 「その他」とは、前記ウ～キに該当しない施設をいう。

ケ 「許可取消」及び「営業停止」には、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第7条に基づく許可の取消及び営業停止の処分を行った件数を計上する。

（5）確認三法

『理容所及び美容所』

ア 閉鎖命令には、理容師法（昭和22年法律第234号）第14条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第15条第1項に基づく閉鎖命令を行った件数を計上する。

『クリーニング所』

ア クリーニング営業は、「クリーニング所」、「取次所」及び「無店舗取次店」に分類する。

イ 「取次所」とは、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所をいう。

ウ 「クリーニング所」のうち、「リネンサプライ業」及び「特定洗濯物取扱施設」は、それぞれ再掲する。なお、「リネンサプライ業」及び「特定洗濯物取扱施設」のいずれにも該当するものは、それぞれに再掲するものとする。

エ 「リネンサプライ業」とは、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第1項の繊維製品を使用させるために貸与し、又は使用済み後はこれを回収して洗たくし、更にこれを貸与することを繰り返して行う営業をいう。

オ 「特定洗濯物取扱施設」とは、クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する伝染性の疾病の病原体による汚染のあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う営業をいう。

カ 「無店舗取次店」のうち、特定洗濯物を取扱う場合にあっては、「特定洗濯物取扱」に再掲するものとする。

キ 「閉鎖命令」及び「営業停止」には、クリーニング業法第11条に基づく閉鎖命令及び営業停止を行った件数を計上する。

ク 「措置・改善命令数」には、クリーニング業法第10条の2に基づく措置命令を行った件数を計上する。

（6）免許関係

ア 「業務停止」には、理容師については理容師法第10条第2項、美容師については美容師法第10条第2項、クリーニング師及びクリーニング従事者については、クリーニング業法第9条に基づく業務の停止を行った件数を計上する。

イ 「報告及びその他の連絡事項」には、種別の変更、指導票交付、

処分等の内容、事故の報告、講習会等を一括して記載するものとする。その際、その業種を明記してから内容を記載すること。

(7) 墓地等

- ア 「施設数」、「許可処分件数（新規、変更、許可）」、「事前指導調査件数」は、当期の数とする。
- イ 「事前指導調査件数」には、相談（対面）等の数を延べ件数として計上する。
- ウ 「調査立入」には、標識設置報告、事前協議申請、許可申請及び変更届等に伴う現地調査、墓地等設置計画予定地及び墓地等周辺の調査並びに無許可墓地等に関する現地調査等の件数を計上する。
- エ 「許可取消」、「使用禁止」及び「改善命令」には、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第19条に基づく許可取消等の処分を行った件数を計上する。

(8) 建築物環境衛生関係

- ア 「もっぱら事務所」とは、もっぱら事務所の用途に供される特定建築物として届出を受けた施設をいう。
- イ 「廃止施設数」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下、「建築物衛生法」という。）第5条第3項の規定により特定建築物に該当しなくなったとして届出のあった施設数とする。
- ウ 「施設数」、「新規施設数」、「廃止施設数」は、（ ）内に公共施設の件数をそれぞれ再掲する。
- エ 「立入検査数」の「全」は、通常立入検査数とし、「書類」は、維持管理書類の確認を行った検査数とする。
- オ 「処分等の件数」のうち、「改善命令」、「使用停止・制限」には、建築物衛生法第12条に基づく改善（措置）命令、建築物または関係設備の使用停止及び使用制限を行った件数を計上し、「改善勧告」には、建築物衛生法第13条第3項に基づく改善（措置）の勧告を行った公共施設の件数を計上する。また、「指導票交付」は、「千葉県特定建築物等立入検査実施要領」に基づく「特定建築物立入検査指導票」を交付した施設数とする。
- カ 「被指導施設数」は、建築物衛生法第3条の規定により、多数の者が使用し又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及及び相談又は指導を保健所が行った施設数とする。なお、同一建築物について同時に知識の普及及び相談又は指導を行った場合は「1」と計上する。また立入検査も兼ねて、この指導等を行った場合には、「立入検査数」と「被指導施設数」にそれぞれ「1」と計上する。

(9) 建築物管理事業登録関係

- ア 「登録営業所数」は建築物衛生法第12条の2第1項の規定により登録されている営業所の四半期末時点での件数を計上する。
- イ 「登録件数」は建築物衛生法第12条の2第1項の規定により登録した営業所の件数を計上する。
- ウ 「登録廃止件数」は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第33条第1項の規定により事業を廃止した旨届出のあった営業所の件数を計上する。
- エ 「登録取消件数」は建築物衛生法第12条の4の規定により登録を取り消した営業所数を計上する。
- オ 「登録有効期間満了件数」は事業登録の有効期間が満了した営業所数を計上する。
- カ 「立入検査結果」は、「設備」、「帳簿書類」及び「その他の検査」ごとに調査件数及び不適件数を計上する。
- キ 「指導票交付件数」は、「千葉県建築物環境衛生事業登録営業所立入検査実施要領」に基づく「建築物衛生事業登録営業所指導票」を交付した営業所の数とする。

(10) 遊泳用プール施設関係

- ア 全部の項目で、通年プール施設数を（ ）内に再掲する。
- イ 「改善勧告」は、「千葉県遊泳用プール検査指導要領」に基づく「プール検査指導票」を交付した施設数とする。
- ウ 「事故報告」は、営業者等から保健所長に報告があった件数とする。

(11) 温泉

- ア エクセルファイルに入力し、提出する。
- イ 温泉利用について、「施設数」には温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による許可施設数の四半期末時点での件数を計上する。
- ウ 「指導票交付」は、「千葉県温泉立入検査要領」に基づく「温泉利用施設立入検査指導票」を交付した施設数とする。
- エ 「許可取消」は、温泉法第31条第1項に基づき温泉利用許可の取消しを行った件数を計上する。
- オ 経由事務として、「土地の掘削」、「増屈・動力」、「天然ガス濃度」及び「温泉の採取」には、各申請及び届出を受理し、千葉県に進達した件数を計上する。

5 作成方法

別添「作成方法（フロー）」のとおり

この要領は、平成13年度第1四半期分から適用する。

附 則

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行し、平成20年度第1四半期分から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度第1四半期分から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行し、平成30年度第1四半期分から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度第1四半期分から適用する。

作成方法（フロー）

1 作成

【興行場、旅館、公衆浴場、確認三法、免許関係、墓地等】

（環境衛生営業指導システム）

帳票出力メニュー



四半期報



< 四半期報帳票出力指示画面 >

- 区分、期を選択
- 年度を入力（当該年月を入力すると、年度に変換される）



登録



印刷

【特定建築物、建築物管理事業登録、遊泳用プール】

（環境衛生施設指導システム）

帳票出力メニュー



四半期報



< 四半期報出力 >

- 区分、期、地域を選択
- 年度を入力（当該年月を入力すると、年度に変換される）



登録



印刷

2 直接入力

【興行場、旅館、公衆浴場、確認三法、免許関係、墓地等】

(環境衛生営業指導システム)

データ入力メニュー



四半期報修正



< 四半期報データ修正画面 >

- 統計データ一覧から修正する期をダブルクリックで選択
- 区分を選択



OK



- 帳票を修正 (合計は自動計算)

【特定建築物、建築物管理事業登録、遊泳用プール】

(環境衛生施設指導システム)

データ入力メニュー



四半期報修正



< 四半期報データ入力 >

- 統計データ一覧から修正する期をダブルクリックで選択
- 区、修正対象を選択



OK



- 帳票を修正 (合計は自動計算)